

2015年11月10日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松衛殿
東海第二発電所 所長 松浦豊殿

茨城県内・脱原発市民グループ 22 団体連名

東海第二発電所について「適合性審査申請」を取り下げ、
「運転期間延長認可申請」をしない要請

御社は2014年5月東海第二発電所について国へ適合性審査の申請を提出しました。しかしこの適合性審査申請は御社がこれまで茨城県民に「5重の壁で放射性物質を閉じ込めます」と宣誓していた大前提から180度転じ、過酷事故時にはフィルター付きベント装置で放射性物質を私たちの生活圏に放出することを前提にしています。端的に言えば「県民との約束違反」です。私たちは御社がこの放射性物質放出を前提にした運転に転じた事を全茨城県民に説明できていない以上、適合性審査申請自体を取り下げるべきであると考えます。

さらに東海第二発電所は1978年11月28日の営業運転開始から起算し2018年11月をもって、40歳となります。この40歳を超えて運転期間延長を計画するには原子力規制委員会が定める高経年化対策のもとに、「運転期間延長認可制度」への申請が必要、その提出時期は、プラント年齢38歳9か月から39歳迄の3ヶ月の間と聞いています。東海第二発電所は東日本大震災で被災しています。また、当初設計時に想定していない年歴で運転される圧力容器も、高経年化に伴う劣化が懸念されます。東海第二発電所は、運転期間延長を想定するべきではありません。

東海第二発電所が40歳を超えて運転を継続することは「危険な実験」です。原子力発電所は、閉鎖された実験室にあるのではなく、私たち茨城県民が住む地域社会に立地しています。そこで重大事故につながる可能性がある運転延長・実験をすることは許されません。

仮に御社がこの「運転期間延長認可申請」を提出するのであれば、それは茨城県民への二重の背信行為と言わざるを得ません。

以上の理由から次のことを要請します。

- 1 東海第二発電所の適合性審査申請を取り下げること
- 2 東海第二発電所は運転期間延長認可申請をしないと早期に決定すること
- 3 平成28年度並びに平成29年度経営基本計画に東海第二発電所の「運転期間延長認可申請」そのための「特別点検」に関する内容を計画しないこと

(問合せ先：脱原発ネットワーク茨城／小川／電話 029-857-7622／090-5548-3078)

提出者

茨城県内 22 グループ・連名

脱原発ネットワーク茨城

さよなら原発いばらきネットワーク

水戸平和フォーラム

地球カフェ・結

リリウムの会

未来への風いちから

L3問題研究会

原発いらない牛久の会

原発事故から暮らしを守るネットワーク

生活クラブ生活協同組合茨城

生活クラブ生活協同組合 牛久ブロック運営委員会

生活クラブ生活協同組合 県南ブロック運営委員会

生活クラブ生活協同組合 県央ブロック運営委員会

環境学習同好会

東海第二原発再稼働ストップ日立市民の会

日本婦人有権者同盟水戸支部

東海第二原発の再稼働を阻止し廃炉を求める県民センター

つくば・市民ネットワーク

原発とまちづくり研究会

脱原発とうかい塾

福島応援プロジェクト・茨城

常総生活協同組合